

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 (注2)	署名日 署名地 (効力発日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ペーシヤル	ペーシヤル諸島共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とペーシヤル諸島共和国政府との間の交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与	250,000千円 -----	H24.2.29 マジュロ で (同日)	日本側 加島章好在ペーシヤル臨時代理大使 ペーシヤル側 フアイリツプ・H・ムラー外務大臣	H24.3.13 66号
ペーシヤル	国内海上輸送改善計画のための贈与に関する日本国政府とペーシヤル諸島共和国政府との間の交換公文	国内海上輸送改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,288,000千円 H27.12.31まで	H24.5.23 東京で (同日)	日本側 玄葉光一郎外務大臣 ペーシヤル側 フアイリツプ・H・ムラー外務大臣	H24.6.5 199号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については定めないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO△△と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。